

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備について

本庄市役所介護いきがい課

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスとは

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスでは、1日複数回の訪問介護又は訪問看護が定期的に利用でき、要請に応じて随時の訪問サービスを受けることができます。通信端末等により事業所のオペレーターと24時間いつでも通話できるため、単身の高齢者や高齢者のみの世帯の方の安心感が増すとともに、できる限り自宅での生活が続けられる仕組みとなっており、地域包括ケアシステムの要として期待されているサービスです。

2 本庄市地域密着型サービス公募について

本庄市では、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「本庄市第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備を予定しています。平成27年度中には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備を本庄地域で行います。

基盤整備にあたり、質の高いサービス提供体制の確立を目指し、より良い地域密着型サービスを提供できる事業者を適正かつ公平に選定するため、期間を設けて事業者を公募により募集しました。

3 整備スケジュール

平成27年	7月15日	広報・ホームページにて募集の実施をお知らせ
	8月17日～28日	受付
	9月4日	指定予定事業者の選定 ホームページにて指定予定事業者をお知らせ
	10月1日	指定予定事業者との事前協議
	10月20日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス 説明会（児玉郡市介護支援専門員向け）
	10月30日	介護保険運営協議会にて報告
	11月初旬	指定申請手続き
	12月1日	事業所の開所（予定）

4 指定予定事業者について

上記のスケジュールで事業者の募集を行ったところ、「社会福祉法人 明正会」のみ申し出がありました。提出書類に基づき市職員による選定委員会で評価を行ったところ、基準を満たしていたため、「社会福祉法人 明正会」を指定予定事業者として選定しました。

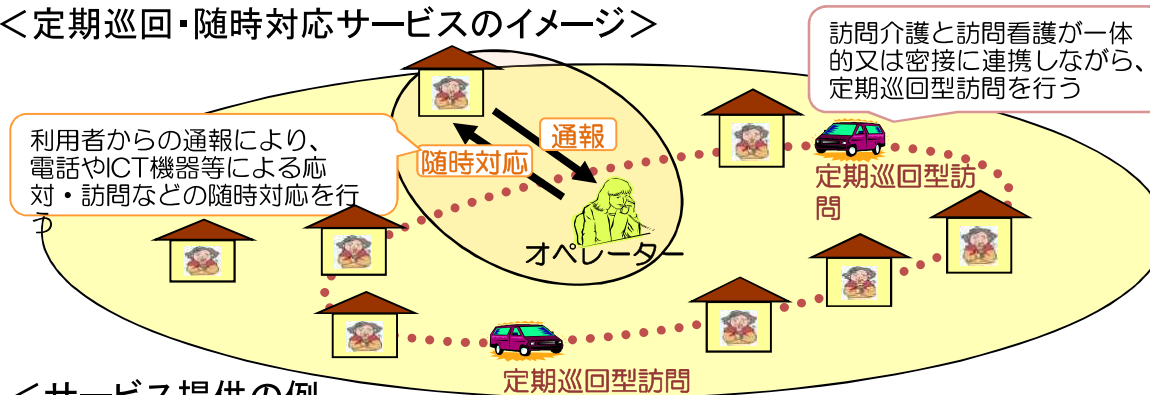
《指定予定事業者》

事業者	社会福祉法人 明正会
代表者	理事長 設楽 敬三
事業者所在地	児玉郡上里町金久保 7 7 7
事業所	(仮) 蛍ケアセンター
事業所所在地	(仮) 本庄市駅南 1 丁目 1 3 番 8 号 大生ビル
法人実績 H27.10.1 現在	特別養護老人ホーム 青空 (上里町) グランドケア 琥珀 (深谷市) 地域密着型 特別養護老人ホーム 四季咲きの杜 (本庄市) その他訪問介護等、複数事業所展開

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設(2012年4月)。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



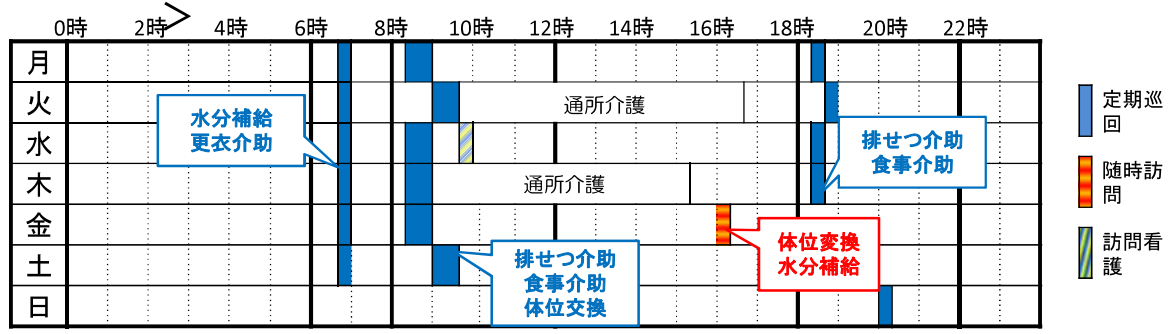
参加していない事業者は、「夜間・深夜の対応が中心」「コール対応が中心」等のイメージ

実態は、

夜間・深夜の対応は日中と比べて少なく、利用者からのコールも少ない。(イメージが実態と大きく異なっていることが多い。)

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査より】

<サービス提供の例>



- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けられることが可能
- ・定期的な訪問だけではなく、**必要ときに随時サービス**を受けることが可能

<参考>

1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者 (0.6万人/日)	283保険者 (1.2万人/日)	329保険者 (1.7万人/日)

2. 社会保障と税の一体改革での今後の利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人/日	15万人/日

定期巡回・随時対応サービスの定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、次の二つの類型を定義。
 - ① 一つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
 - ② 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」
 - ⇒ 訪問看護（居宅での療養上の世話・診療の補助）は連携先の訪問看護事業所が提供
- いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスを必要としない利用者が含まれる。

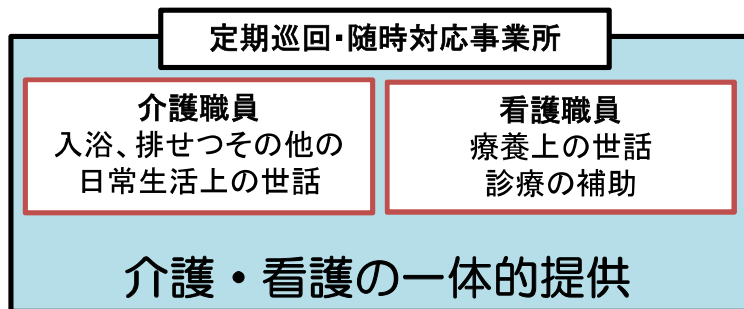
新介護保険法(平成24年4月1日施行分)

第8条

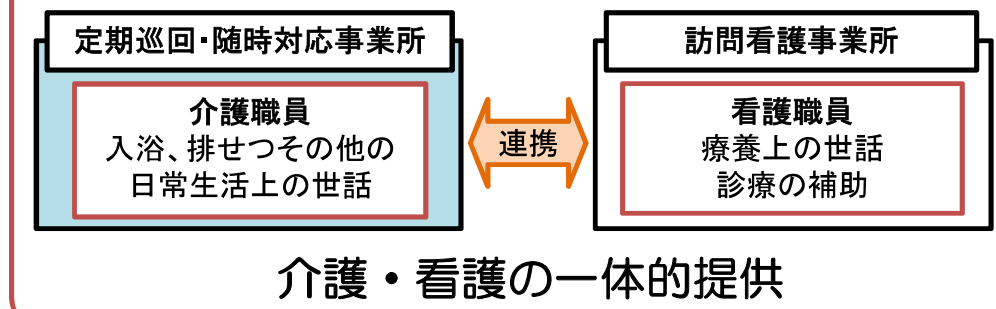
15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。
- 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

一体型事業所 (イメージ)



連携型事業所 (イメージ)



地域密着型サービス事業所指定・更新状況

○指定更新

番号	更新期限	指定年月日	所在市町村	事業所名	施設所在地	サービス区分	備考
1	H27.6.30	H27.7.1	本庄市	グループホーム ノエル本庄	本庄市小島1-1-34	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
2	H27.8.12	H27.8.13	深谷市	グループホーム 野の花	深谷市東方1275-1	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	本庄市被保険者受入
3	H27.8.31	H27.9.1	本庄市	グループホーム 四季の丘	本庄市児玉町飯倉170-1	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	

○新規指定

番号	指定年月日	所在市町村	事業所名	施設所在地	サービス区分	備考
1	H27.8.1	美里町	グループホーム なごみの家	美里町大字猪俣3198-2	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	本庄市被保険者受入

○管外被保険者受け入れ

番号	協議年月日	同意年月日	保険者名	施設名	施設所在地	サービス区分	備考
1	H27.6.8	H27.6.8	神川町	デイサービスセンター ジャム	本庄市西五十子446-15	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	
2	H27.8.7	H27.8.7	上里町	グループホーム 紙ふうせん	本庄市今井1325-1	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	短期利用
3	H27.9.4	H27.9.4	大里広域	グループホーム まごころ	本庄市西富田653-1	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	再入居

地域密着型サービスの利用状況

「地域密着型サービス」は、高齢者が住み慣れた地域を離れずに暮らし続けられるよう創設されました。本庄市内の地域密着型サービス事業所は原則本庄市民だけが利用できます。（本庄市民は原則として他市町村の地域密着型サービス事業所を利用できません。）

○小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で「通い」を中心に「訪問」「短期滞在」を組み合わせ、食事・入浴などの介護を受けます。

事業所名	住所	利用者数(人) H27年7月実績
しゃくなげ荘	前原2-2-33	12
多機能ホームノエルこだま	児玉町上真下350-1	10

※H27.10現在

○認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けます。

事業所名	住所	利用者数(人) H27年7月実績
デイサービスセンター ジャム	西五十子446-15	17
デイサービスセンター やまぶき	朝日町1-14-3	0
グループホーム 五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	0

※H27.10現在

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護を必要とする認知症の高齢者がグループホームで共同生活を行い、家族的な環境で日常生活上の介護や機能訓練を受けます。

グループホーム入居者状況について(本庄市内) H27年10月1日現在				入居者の内訳 H27年10月1日現在	
事業所名	住所	定員 (人)	入居者数 (人)	本庄市民 (人)	本庄市外 (人)
グループホーム やまぶき	朝日町1-14-3	9	6	6	0
トマト村	北堀1939	18	18	18	0
しゃくなげ荘	前原2-2-3	18	18	15	3
グループホーム ノエル本庄	小島1-1-34	9	8	6	2
グループホーム ゆうあい本庄	見福3-8-9	18	15	14	1
グループホーム 元気村	田中105-1	9	8	7	1
グループホーム 五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	18	17	15	2
グループホーム まごころ	西富田653-1	18	18	15	3
グループホーム 四季の丘	児玉町飯倉170-3	18	18	18	0
グループホーム 紙ふうせん	今井1325-1	18	17	14	3
合計		153	143	128	15

グループホーム入居状況について(本庄市外) H27年10月1日現在	事業所数	入居者数(人)
	10	15

○地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護を受けます。

事業所名	住所	定員(人)	入所者数(人) H27年10月1日現在
特別養護老人ホーム 千鳥の丘	児玉町宮内1250-1	29	29
特別養護老人ホーム 四季咲きの杜	北堀779-3	29	29

○地域密着型特定施設入居者生活介護

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。

事業所名	住所	定員(人)	入居者数(人) H27年10月1日現在
ケアハウス グリーンピース	栗崎105-1	29	28

地域支援事業の推進について

1. 在宅医療の推進について

第6期介護保険事業の制度改正で、新たに「在宅医療」が介護保険の地域支援事業に位置づけられ、市町村には医療・介護・福祉のサービスを包括的に提供して、医療が必要な高齢者が可能な限り住み慣れた居宅で生活できるようにする仕組みの構築が義務付けられました。本市では、平成25年度から在宅医療推進モデル事業を埼玉県から受託し、本庄市児玉郡医師会とともに在宅医療の推進に努めています。本年度の後半は次の事業を行います。

(1) 在宅医療連携拠点の開設について

埼玉県では、地域における在宅医療の仕組みづくりを支援するために、平成27年度～29年度の3年間に、県内の医師会の地域ごとに「在宅医療連携拠点」を整備することになりました。

本庄市と児玉郡では、本庄市児玉郡医師会が埼玉県の委託を受けて、「在宅医療連携拠点」を本年度に開設します。

■在宅医療連携拠点の役割

- ① 在宅医療に関する相談支援
- ② 病院から退院して在宅生活に戻る人への支援
- ③ 往診医の登録、患者情報の共有など訪問診療体制の支援
- ④ 在宅療養者の急変時に対応する入院先の確保
- ⑤ 病院や地域包括支援センターなど関係機関との連携

(2) 在宅医療相談員研修の実施

在宅医療の相談に対応できる人材の育成と、在宅医療・介護連携拠点と地域の関係機関の連携を深めることを目的に、在宅医療相談員研修を下記のとおり実施します。

■在宅医療相談員研修の内容

- ① 対象者 本庄市児玉郡の地域包括支援センターの職員と介護支援専門員等30人を予定
- ② 研修日程 平成27年11月12日(木)・20日(金)・27日(金)の3日間
- ③ 研修内容 別紙プログラムのとおり

(3) 在宅医療推進市民公開講座の開催

在宅医療について市民の理解を促進するために、公開講座を開催します。

- ① 開催日時 平成27年11月8日（日）午後1時30分～3時00分
- ② 会場 はにぼんプラザ
- ③ 内容 「もしあなたやあなたの家族が認知症になったら」
講師 美原記念病院院長 美原 盤 氏

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の開始日の変更について

第6期介護保険事業の制度改正により、市町村は、従来の介護予防事業に代り、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」といいます。）を平成29年度までに実施することになりました。

本市では、「総合事業」の開始日を平成28年4月1日に予定し、平成27年度本庄市議会第1回定例会（3月開催）で介護保険条例を改正しましたが、「総合事業」の開始日を平成28年3月1日に1ヶ月早めることを検討しています。

■ 事業開始日を変更する理由

- ① 事業開始の環境を整えられる見込がついたため。

制度改正で介護保険給付から総合事業に移行する介護予防訪問介護と介護予防通所介護の2つの大きなサービスに関して、サービス事業所との調整や事業単価の設定などが進み、事業開始を予定よりも早めることが可能となった。

- ② 総合事業の財源を確保するため

総合事業は、法令に規定された上限額の範囲以内で行うこととされています。その上限額は、総合事業を開始する年度の前年度の予防給付実績額に75歳以上高齢者の伸び率を乗じて算出します。

本市では、平成28年4月1日に総合事業開始予定ですが、上限額の計算基準となる平成27年度に介護報酬単価が大きく切り下げられたことにより、平成29年度には約1億3千2百万円の上限額に対して約1億5千1百万円の事業費が見込まれ、事業費が上限額を約1千9百万円上回り、国・県の交付金などの財源が不足する可能性が生じました。

平成28年3月1日に開始日を変更すると、平成27年度に総合事業開始で平成26年度の介護報酬単価が計算基準となります。このことにより、総合事業の財源を確保できます。（別紙資料を参照）

- 開始日を平成28年3月1日に早める場合は、平成27年本庄市議会第4回定例会（12月開催）に介護保険条例の改正案を再提出する予定です。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の財源

	国	県	市	第1号保険料	社会保険支払基金
事業費負担割合	25/100	12.5/100	12.5/100	22/100	28/100

2. 交付金対象の事業費上限額と事業費見込額

区 分	交付金対象の事業費上限額		総合事業 事業費見込額 (C)	上限額と事業費見込額との差額	
	平成27年度に 総合事業開始 (A)	平成28年度に 総合事業開始 (B)		A-C	B-C
平成28年度	158,611,537 円	128,491,419 円	93,905,000 円	64,706,537 円	34,586,419 円
平成29年度	162,418,214 円	131,575,213 円	150,510,000 円	11,908,214 円	<u>△18,934,787 円</u>

- 総合事業を平成28年4月1日に開始する場合、平成29年度に事業費見込額が上限額を約1,900万円上回る。

3. 県北5市の状況

自治体名	現在の総合事業開始予定日	今後の変更予定
熊谷市	平成28年4月1日	平成28年3月1日に変更予定
深谷市	同 上	平成28年3月1日に変更予定
秩父市	同 上	現在のところ変更予定無し
行田市	同 上	現在のところ変更予定無し

平成27年度本庄市在宅医療相談員研修の実施について

1. 目的

在宅医療を希望する住民からの相談を受けるとともに、在宅医療に必要な医療・介護スタッフとの連携調整を行う窓口に従事する相談員に対し、主に医療的ケアを中心とした知識の習得やスキルの向上、人材育成を図るなど、在宅医療体制の基盤整備に資することを目的とする。

2. 実施主体

本庄市

3. 受講対象者

本庄市・児玉郡内の地域包括支援センター職員及び介護支援専門員等（原則として全日程受講可能な方）

4. 募集人数

30名

5. 研修日程及び内容等

別紙「平成27年度 研修プログラム」のとおり

6. 研修会場

はにぽんプラザ（本庄市銀座1-1-1）

7. 受講申込手続き

(1) 提出書類

平成27年度本庄市在宅医療相談員研修受講申込書（別紙申込書をご利用ください）

(2) 申込期限

平成27年10月15日（木）必着

(3) 受講申込書提出先及び提出方法

本庄市保健部健康推進課在宅医療推進担当宛

持参、郵送、ファックスのいずれかの方法により、ご提出ください。

(4) 受講決定

受講決定者には、10月23日（金）頃、事業所に個人宛の受講通知を郵送します。

8. 受講料

無料（ただし、研修会場までの交通費については、受講者負担となります。）

9. 個人情報の取扱い

申込書及びこれに添付された書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本研修の運営及び上述した目的以外に利用することはありません。

10. 受講申込書提出先及び研修に関する問合せ

本庄市保健部健康推進課在宅医療担当（岡野・内野）

〒367-0062

本庄市小島南2-4-12

電話 24-2003 FAX 24-2005

平成27年度本庄市在宅医療相談員研修受講申込書

本庄市保健部健康推進課
在宅医療担当 宛 (Fax 24-2005)

締切りは平成27年10月15日(木)です

事業所名 _____

事業所住所 _____

電 話 _____ FAX _____

《受講希望者氏名及び職種》

(1) 氏名 (職 種)

(2) 氏名 (職 種)

平成27年度本庄市在宅医療相談員研修プログラム

<日程>

回	日程	科目	主な内容	時間	講師
第1回	11月12日 (木)	相談員研修について	あいさつ オリエンテーション	13:30(5分)	事務局
		在宅医療について	・在宅医療の概要と推進について	13:35(15分) ~13:50	医師会長 高橋茂雄氏
		多職種連携について ~医師の立場から~	・在宅ケアにおける医師の役割 ・相談員に期待すること (いつ、誰に、何を、どのように伝えるか)	13:50(40分) ~14:30	医師 富沢峰雄氏
		医療器機等について	・介護に必要な医療行為(法的解釈等) ・医療器機の適用と管理のポイント		
		在宅医療連携の手法	・在宅医療拠点の役割 ・状況把握のスキル ・訪問看護ステーションにおける連携の役割	14:40(40分) ~15:20	拠点担当 大沢由美子氏
		退院調整について	・在宅ケアへの移行に向けた準備 (患者・家族の意向、不安の緩和等) ・療養環境の調整のスキル	15:25(40分) ~16:05	病院医療連携室赤沼文子氏
第2回	11月20日 (金)	脳卒中・難病等の病態理解	・脳卒中、難病等の病態・治療・経過	13:30(45分) ~14:15	医師 木村臣良氏
			・状況把握のスキル ・褥瘡、栄養、身体機能等観察ポイント	14:20(45分) ~15:05	医師 高橋公男氏
		リハビリテーション	・在宅リハビリの基本知識と実践	15:15(45分) ~16:00	理学療法士 恒屋昌一氏
第3回	11月27日 (金)	がんの病態理解	・がんの病態・治療・経過・観察ポイント ・終末期の病態理解と各職種の役割	13:30(60分) ~14:30	医師 菌部光一氏
		在宅における歯科口腔機能維持とケア	・口腔機能維持の重要性 ・嚥下機能評価 ・口腔ケアのポイント	14:35(45分) ~15:20	歯科医師 飯塚能成氏
		薬剤師の機能、薬の管理	・在宅における薬剤師の役割 ・他職種との連携	15:30(30分) ~16:00	薬剤師 野村美宏氏

地域包括支援センターの整備について

1. 地域包括支援センターの増設について

第6期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターの活動区域である日常生活圏域を下記のとおり2圏域から4圏域に分割し、平成28年度4月までに地域包括支援センターを2箇所増設して4箇所にする予定です。

- ・平成27年10月1日 本庄南地域包括支援センターの設置
- ・平成28年 4月1日 本庄西地域包括支援センターの設置

日常生活圏域 区 分	担当地域	人 口	65歳以上人口
本庄西地域	千代田、若泉、中央、銀座、 小島南、小島、万年寺、下野堂、 照若町、旭地区全域	17,518 人	4,583 人
本庄東地域	本庄、東台、日の出、寿、朝日町、 台町、諏訪町、本町、藤田地区、 仁手地区	18,262 人	4,628 人
本庄南地域	南、前原、柏、栄、駅南、けや木、 見福、緑、五十子、四季の里、 早稲田の杜、北泉地区、今井地区	22,964 人	5,596 人
児玉地域	児玉地域全域	20,720 人	5,161 人
合 計		79,464 人	19,968 人

2. 本庄南地域包括支援センターの設置について

本庄市南地域包括支援センターを、下記のとおり社会福祉法人に委託する方式で設置しました。

- ・名 称 本庄南地域包括支援センターシャローム
- ・開業日 平成27年10月1日
- ・受託者 社会福祉法人柏樹会
- ・設置場所 本庄市今井1251-1
- ・委託者の選定方法 プロポーザル方式による公募